

特別保育利用申請書

施設長 様

保護者名 _____

電話番号 _____

下記のとおり、保育を必要とするため、申請します。

記

施設名			
年齢・クラス名			
園児名			
保育を必要とする理由 (保護者が複数名いる場合は、それぞれご記入ください。)	保護者(園児との続柄:)	保護者(園児との続柄:)	
	<input type="checkbox"/> 医療従事者 <input type="checkbox"/> 警察、消防、保育・障がい者・高齢・介護施設等に勤務し、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、その他やむを得ない理由がある場合 [その他の理由]	<input type="checkbox"/> 医療従事者 <input type="checkbox"/> 警察、消防、保育・障がい者・高齢・介護施設等に勤務し、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、その他やむを得ない理由がある場合 [その他の理由]	
勤務先			
保育が必要な時間	午前 _____ 時 _____ 分 午後 _____ 時 _____ 分	午前 _____ 時 _____ 分 午後 _____ 時 _____ 分	

【園保育希望日】 園保育が必要な日に○をつけてください。

月	火	水	木	金	土
5/18	19	20	21	22	23
25	26	27	28	29	30

【園の判断】 園保育 ・ 家庭保育

【保育に当たってのお願い】

- ・家庭での保育が可能となった場合には、家庭での保育をお願いします。
- ・毎朝、検温していただき、発熱や風邪症状がある場合は、登園を控えてください。

令和2年5月11日

認可の教育・保育施設及び学童保育に児童が
在籍する保護者の勤務先事業者様

栃木市長 大川 秀子
(公印省略)

栃木市非常事態宣言発令に伴う家庭保育のより一層の推進のための
被雇用者へのご配慮について (お願い)

日頃より、本市の児童福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、栃木市では、5月5日に栃木市非常事態宣言を延長したことから、更なるお子様や保護者の皆様の安全確保や感染拡大防止対策を強化するため、保護者の申請による利用者を限定した特別保育を継続することとしました。

その期間につきましては、市内小中学校の臨時休校の期間に合わせて、5月31日まで延長することとしました。

つきましては、保護者の勤務先事業者様及び関係者様におかれましては、非常事態宣言の趣旨をご理解いただき、皆様の大切な命を守るため、保護者の皆様の家庭保育につきまして、特段のご配慮を賜りますよう、ご協力をお願いいたします。

記

1 要請の期間について

令和2年4月27日(月)～**5月31日(日)**(日曜日・祝日を除く。)

※期間については、今後の状況により延長します。

2 要請の内容について

下記の家庭を除き、原則として、家庭での保育をお願いしております。

なお、学童保育については、1年生から3年生までの児童に限定しております。

- ・医療従事者
- ・警察、消防、保育・高齢・介護・障がい者施設等に勤務し、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方
- ・ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、その他やむを得ない理由がある場合

〒328-8686 栃木市万町9番25号

栃木市こども未来部

保育：保育課

TEL0282-21-2231 FAX0282-21-2681

E-mail：hoiku@city.tochigi.lg.jp

学童保育：子育て支援課

TEL0282-21-2223 FAX0282-21-2681

E-mail：gakudou@city.tochigi.lg.jp

保護者の皆様へ
(認可の保育所、認定こども園、小規模保育事業所)

栃木市長 大川 秀子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に対する保育所、認定こども園、
小規模保育事業所における特別保育期間の再延長について

栃木市では、5月5日に栃木市非常事態宣言を延長したことから、更なるお子様や保護者の皆様の安全確保や感染拡大防止を図るため、保護者からの申請による「特別保育」につきまして、市内小中学校の臨時休校の期間に合わせて、5月31日まで延長することとしました。

保護者の皆様におかれましては、再度の延長となり、たいへんご負担をお掛けすることになりますが、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

つきましては、下記に該当する場合で、家庭での保育が困難な方は、たいへんお手数ですが、各施設に「特別保育利用申請書」を5月15日(金)までにご提出くださいますようお願いいたします。

また、勤務先事業者あての市長からの依頼文も作成しましたので、施設又は市ホームページから受け取りいただき、必要に応じてご活用ください。

なお、下記の期間において、家庭での保育が可能な方は、申請書の提出は不要です。

引き続き、皆様の大切な命を守るため、ご家庭での保育にご協力くださいますようお願いいたします。

記

- 1 特別保育の実施期間について
令和2年4月27日(月)～**5月31日(日)**(日曜日・祝日を除く。)
※期間については、今後の状況により延長します。
- 2 特別保育の対象となる家庭について
 - ・医療従事者
 - ・警察、消防、保育・障がい者・高齢・介護施設等に勤務し、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方
 - ・ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、その他やむを得ない理由がある場合
- 3 保育料等の減免について
特別保育の実施期間において、月毎に登園日数で日割り計算により、保育料及び副食費を減免します。
 - (1) 0歳児から2歳児クラスの保育料
 - (2) 実費徴収している3歳児から5歳児クラスの副食費
- 4 保育料等の還付について
保育料等の減免につきましては、保護者の皆様からの申請は必要ありません。
還付方法につきましては、後日ご連絡いたします。